

議案第53号

川崎市重要郷土資料の指定について

1 内容

申請人から令和5年11月29日付けで指定申請書が提出されたため、川崎市文化財保護条例（昭和34年川崎市条例第24号。以下「条例」という。）第3条第2項の規定に基づき、当該資料を市重要郷土資料として指定することについて、川崎市文化財審議会に諮問したところ、令和6年2月16日開催の川崎市文化財審議会において審議がなされ、市重要郷土資料にふさわしいとの答申を得たので、条例第2条第1項第3号に基づき市重要郷土資料として指定するもの

2 指定する物件

名称及び員数	市ノ坪の富士講関係資料（木造食行身祿坐像及び造像記ほか 関連文書類） 一括
年 代	江戸時代～明治時代
所 有 者	個人
所 在 地	川崎市中原区市ノ坪
指 定 区 分	市重要郷土資料

3 指定日

教育委員会議決日とする。

令和6年2月16日

川崎市教育委員会
教育長 小田嶋 満 様

川崎市文化財審議会

会長 相澤正彦

川崎市重要郷土資料の指定について（答申）

令和6年2月15日付5川教文第1092号により諮問のありました標記の件について、令和6年2月16日開催の川崎市文化財審議会において慎重に審議いたしました結果、川崎市重要郷土資料にふさわしいとの意見の一致をみました。ただし、名称については、次のとおりとして指定するよう、答申いたします。

名 称	員数	年 代	所 有 者	所 在 地
市ノ坪の富士講関係資料 (木造食行身禄坐像及び 造像記ほか関連文書類)	一括	江戸時代 ～明治時代	個 人	中原区市ノ坪

指 定 申 請 書

令和5年11月29日

(宛先)川崎市教育委員会

申請人

住 所 川崎市中原区市ノ坪

氏 名

連絡先

川崎市文化財保護条例第2条の規定により、市重要郷土資料の指定について次のとおり申請します。

名 称	木造食行身祿坐像および市ノ坪の富士講関係資料	
概 要	本資料は木造食行身祿坐像および造像記をはじめとした市ノ坪の富士講に関する古文書類である。	
指定を申請する理由	木造食行身祿坐像の奉納年と発願主の地域と名前が明らかであること、富士講御師の外川家との関わりを示唆していることなど、江戸後期の川崎市域の富士信仰の様相を物語る一級資料である。	
その他参考となる事項		
※記 事		教育委員会受付 月 日

注 ※印欄は記入しないでください。

5川教文第1092号

令和6年2月15日

川崎市文化財審議会

会長 相澤 正彦 様

川崎市教育委員会

教育長 小田嶋 満



川崎市重要郷土資料の指定について（諮問）

このことについて、別添のとおり[REDACTED]から指定申請書が提出されましたので、川崎市文化財保護条例第3条第2項の規定により、次の文化財の指定について、川崎市文化財審議会に諮問いたします。

川崎市重要郷土資料 指定候補

名 称	員数	年 代	所 有 者	所 在 地
木造食行身禄坐像及び市ノ坪の 富士講関係資料	一括	江戸時代	[REDACTED]	中原区市ノ坪

〔添付書類〕

指定申請書（写）

木造食行身禄坐像及び市ノ坪の富士講関係資料指定調書